

中世後期の遊女屋をめぐる社会観念

辻 浩和

Social Conceptions about Brothels in the Late Middle Ages

TSUJI Hirokazu

はじめに

- ① 絵画史料における遊女屋の描かれ方
- ② 遊女屋の排除をめぐるおわりに

【論文要旨】

本稿の課題は、遊女が性売買を前面化させる鎌倉後期以降、遊女の主たる活動場所になった遊女屋が、社会的にどのような場所と受け止められていたのかを明らかにすることにある。そのために本稿では、絵画史料に見える遊女屋の描かれ方、および禁制に見える博奕との親近性の二点から遊女屋をめぐる社会観念について分析する。

まず絵画史料の分析から、当時の人々は、遊女たちが入口に立つて客との交渉を行う情景によって遊女屋をイメージしていたと思われる。そうした入口での交渉は、遊女が容姿や年齢によって即座に評価され得る「商品」であることを示しており、遊女が性売買を基本的な生業とするようになった鎌倉後期以降の歴史性に立脚した現象であった。

次に、遊女屋は一六世紀になると共同体から排除されるようになるが、その際に博奕・博奕宿とともに排除されていることから、治安上の懸念が問題であったことを論じる。遊女屋ではしばしば遊女をめぐる闘争が起きており、傍輩間で起こるそうした

闘争は、名誉意識と関わるだけに遊女屋を離れた後にも尾を引くことが多く、共同体内部の人間関係に関わる問題であったと考えられる。その背景には、鎌倉後期以降、遊女観念が芸能の提供者から性的サービスの提供者へと変化する事によって、客と遊女との関係が性売買を最終的な目標とする形に変わってきていることが影響していると思われる。

このように、鎌倉後期以降における遊女屋の社会観念は、遊女の変容を踏まえて形成されている。また遊女屋は、都市的な場所として、あるいは危険な場所として、空間的な実体をもってイメージされるようになっていく。このことは、遊女の活動が遊女屋という特定の空間に根差すようになったことを受けて生じる変化であろう。遊女屋という空間としての把握が可能になり、また支配的になる事で、後の遊廓につながる空間的排除の前提が準備されていたのではないだろうか。

【キーワード】遊女屋、絵画史料、博奕、喧嘩、遊廓

はじめに

筆者は以前、中世における遊女の変容について以下のようなことを論じた。一三世紀後半に今様流行が終焉を迎えると、遊女たちは生業の主軸を今様などの芸能から性売買に移すようになる。遊女たちはそれまでの本拠地を離れ、客の多い京・鎌倉などの大都市で遊女屋を経営することが増えたと見られ、これ以降は遊女屋としての史料所見が圧倒的に多くなる。これに伴って遊女をめぐる社会観念も変化し、「傾城」「好色」「淫女」など容色や性売買に関わる遊女呼称が一般化するのに加えて、宗教者を中心に遊女の性売買を問題視する言説が増加する。このように、一三世紀後半以降、遊女と客、遊女と社会との関係は大きく変化していく。⁽¹⁾

右のような筆者の議論は遊女自身をめぐる社会観念を中心とするものであったが、鎌倉後期以降、遊女屋としての史料所見が支配的になることを踏まえれば、遊女屋をめぐる社会観念についても問う必要がある。そこで本稿では、中世後期の遊女屋がどのような場として経験されていたのか、遊女と客との交流、客と客との交流はどのようになされていたのかといった点について明らかにした上で、遊女屋が社会的にどのような場所と受け止められていたのかについて考えたい。

① 絵画史料における遊女屋の描かれ方

(一) 絵画史料に見える遊女屋

まずは遊女屋の絵画史料を見ておきたい。絵画史料に描かれる文物は絵を観る人々にそれと認識される必要がある、そのために当時の社会観

念を少なからず反映していると考えられるためである。実際、以下に掲げる諸図はいずれも一六世紀のものだが、そこにはある共通した場面が描かれる。

明応九(文亀元年(二五〇〇)〜〇一)成立の『七十一番職人歌合』三一番「つし君(辻子君)」には、編笠・胴服の男性が遊女屋の入口に立ち、奥から遊女たちが出てくる様子が描かれている【図1】。桂巻・作眉・小袖の女性と、奥にいる垂髪・作眉・小袖の女性は遊女であろう。最奥にいる女性は顔の一部が見えているのみだが、地眉で墨色の頭巾をかぶっているように見える。不分明だが、尼の可能性があろう。画詞には脱落があるが、尊経閣文庫本などによって補うと以下のようなろう。男性が「や上臈」と声をかけると、右手の遊女が「いらせ給へ」と中へ誘い、男性が「る中人にて候」と尻込みすると、左手の女性が「みしりまいらせて候ぞ。いらせたまへ」と再び中に招き入れる。二度も「いらせ給へ」とある点に、客を呼び入れようとする強い意志を感じさせる描き方である。⁽²⁾



図1 『七十一番職人歌合』31番「つし君」
国文学研究資料館所蔵



図3 歴博甲本『洛中洛外図屏風』左隻第3扇、
国立歴史民俗博物館所蔵



図2 歴博甲本『洛中洛外図屏風』右隻第1扇、
国立歴史民俗博物館所蔵

大永五年（一五二五）頃の景観年代を示すとされる歴博甲本『洛中洛外図屏風』には、右隻第一扇と左隻第三扇に遊女屋が描かれる。右隻の場面では、建物の入口に垂らした暖簾の奥から垂髪・作眉・小袖の遊女が半身をのぞかせており、有髪・編笠・胴服の男性と会話をしているように見える。遊女屋の前の路上では、束髪・地眉・小袖の女性（遊女あるいは下女）がたぶさ髪の男性の袖を引いている【図2】。左隻の場面では、今小路通りに面した遊女屋入口の暖簾の前に垂髪・作眉・小袖の遊女が二人立ち、有髪・編笠・胴服の男性二人と会話をしているように見える。路上では丸髻・地眉・小袖の女性（遊女あるいは下女）が直裾を着た僧の袖を引いている【図3】³。

天文一四年（一五四五）前後の製作とされる太田記念美術館『洛外名所図屏風』右隻

第六扇には、京極通り沿いの二箇所（四條京極、冠者殿社（四條御旅所））の付近では、女性が暖簾から顔をのぞかせている。また五条の閻魔堂の西側には、建物の中に座ったまま暖簾から顔を出す女性、男性に抱きつきながら暖簾から出てくる女性、尻込みする僧の袖を引く女性が描かれる⁴。これらはいずれも遊女屋の情景とみなしてよいと思う。

国立歴史民俗博物館所蔵『東山名所図屏風』は永祿年間（一五五八～七〇）の景観年代を描くとされるもので、右の『洛外名所図屏風』と密接な関係を持ち、第六扇の同じ場所にはほぼ同様の図像が記されている。四條京極付近の遊女屋では、やはり遊女が暖簾をかき分けてその姿を見せている【図4】。五条京極付近の遊女屋では、暖簾から顔を出す女性と同じだが、男性に抱きつく遊女が消え、僧の袖を引く遊女が建物の外に大きく描かれる形に変更されている【図5】⁵。

天文二四年（一五五五）頃製作されたとされるサントリー美術館所蔵『多賀社参詣曼荼羅』には、ちょうど真ん中の辺りに暖簾をかき分けて顔を見せる女性の姿があり、これまで見てきた図像と共通する表現といえる。

永祿八年（一五六四）に完成したとされる上杉本『洛中洛外図屏風』左隻第四・五扇では、三軒並んだ町家の横に「はたけ山のつし／上良」^{〔五子〕〔上巻〕}という注記があり、これらが遊女屋であることが確認できる。この場面には六名の遊女と思われる女性が描かれているが、そのうち、真ん中の家の中で化粧をする遊女を除く五名は、いずれも男性の袖を引き、男性と会話をし、あるいは男性に抱きつくなど、いずれも入口で男性とやりとりする姿に描かれている【図6】。また左隻第六扇にも遊女屋と思われる場面があり、丸髻の女性（遊女あるいは下女）がたぶさ髪の男性に向かつて店の方を指さしている。奥の方には、有髪・編笠・胴服の男性の手を取って屋内に入っていく垂髪・作眉・小袖の女性の姿も見える【図



図5 『東山名所図屏風』第6扇,
国立歴史民俗博物館所蔵

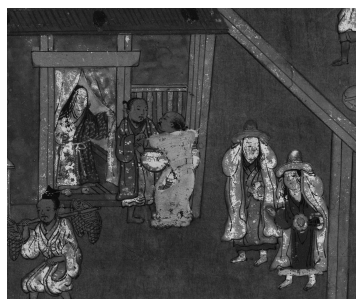


図4 『東山名所図屏風』第6扇,
国立歴史民俗博物館所蔵

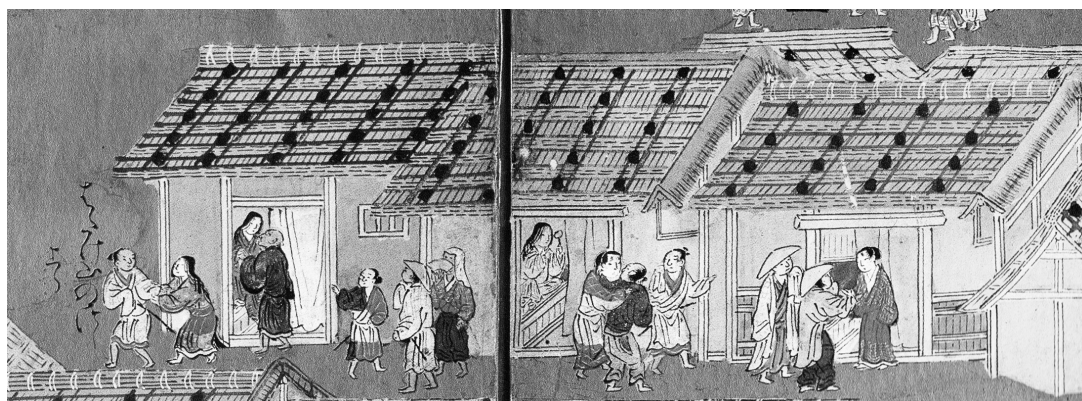


図6 上杉本『洛中洛外図屏風』左隻第4・5扇, 米沢市(上杉博物館)所蔵



図8 歴博乙本『洛中洛外図屏風』右隻第3扇,
国立歴史民俗博物館所蔵



図7 上杉本『洛中洛外図屏風』左隻第6扇,
米沢市(上杉博物館)所蔵

7。

上杉本よりやや降る時期に描かれた歴博乙本『洛中洛外図屏風』右隻第三扇には、六角堂の東側、東洞院通りに面して三軒ほど、遊女屋と思われる町屋が建ち並ぶ。右の二軒では、建物内で座った女性と土間に立つ男性とが会話している点がこれまでの表現とは異なり、また建物の外に立つ女性も手招きのような表現がやや不明確に思えるが、左端の一軒では暖簾から上半身をのぞかせた遊女が男性と会話しており、これは他の遊女屋図像と共通する。これらはやはり遊女屋として描かれている可能性が高い【図8】。

このように、一六世紀に描かれた遊女屋の図像では、暖簾から顔をのぞかせる遊女⁽⁸⁾、客（特に僧）の袖を引く遊女⁽⁹⁾、男性と向かい合って会話する遊女、男性に抱き着く遊女などが建物の入口に配されており、いずれもよく似た表現をとっている。そこには当然、絵画制作上の参照・引用関係が想定されるが、少なくとも、建物入口におけるこうした男女のやり取りが、一六世紀の人々にとって遊女屋を示すコードとして機能していたことは間違いないであろう。それでは、こうした男女のやり取りは一体どういったものであり、なぜそうしたやり取りが遊女屋の表現になり得るのだろうか。次節では、文献史料に基づきながらこの点を考えてみたい。

(二) 遊女屋入口における交渉

① 遊女の価値を決めるもの

当該期の遊女屋でのやり取りをうかがう上で重要な史料は、「蓮如上人子守歌」に記された室町期の千秋万歳歌である。高橋喜一・源義春らによって浄照坊藏本が紹介されて以来、後藤紀彦、大山喬平、服藤早苗らによって校訂や注釈が重ねられてきた⁽¹⁰⁾。その内容は、坊門町の餅や野菜に始まって、六角町の魚介類と祝いもの、坊門町の鳥類など、京の町々

で売られている品物を列挙する物尽くしの歌謡であるが、その後半は「室町ヲ通レバ、売ラウ売ルマヒハ上臈様ノ御事カ」として「商品」としての遊女を話題に挙げ、客と遊女との交渉風景を詳しく描く。

【史料1】「蓮如上人子守歌」⁽¹¹⁾

地獄ガ辻子カラ、加世ガ辻子ヲ見渡シ、室町ヲ通レバ、売ラウ売ルマヒハ上臈様ノ御事カ。十七八カラ廿二余テ、廿四五ノ上臈。茫々眉ニ薄化粧、齒先除ツテ鉄漿黒。①立二立テ座マス。我等ガ様ナル術無、綿モ入ラス素襖、責紐ニ着為イテ、小紋ノ十徳、上ニソツト着装テ、杉形ノ笠ヲバ、深々ト着装テ、吹ド吹ネド、尺八腰ニ突差シ、上臈様ノ御側ヲ、ヨシ／＼ト、通タ。②ソノ時ニ御上臈、杖ヲジツト留メテ、「御トマリアレヤ殿」トテ、鬢ハ潮ニ余ツタ。料足ノ一文、片割モ持タネド、男ノ義理ナレバ、先御名ヲ問タ。「此ナル上臈ノ名ヲバ何ト申候」。「初花ト申候」。「春ノ初ニ面白シヤ初花。此ナル御上臈ノ名ヲバ何ト申候」。「新殿ト申候」。

③新殿ト聞ヨリ、今出ト思テ、ソト寄テミタレバ、御名ハ新シ、御顔ハ古ウ御リアル。④「サモアレ、如何程ノ御出ゾ」。「例式候」。

「例式ノ事トハ、一筋（百文）ノ御事カ。思モ寄ラヌ事ナリ」。「其レ然モ候ズバ、法楽ノ御連歌」。「／＼トハ、五十文ノ御事カ。思モ寄ラヌ事カヤ」。「其レ然モ候ズバ、伊勢ヘノ御参リ」。「／＼トハ、（三十文）ミワタリノ御事カヤ。思モ寄ラヌ事ナリ」。「其レ然モ候ズバ、大名ノ御門」。「／＼トハ、五文ノ事カヤ。思モ寄ラヌ事ナリ」。「其レ然モ候ズバ、御寺様ノ御門」。「／＼トハ、三文ノ事カヤ。時々ノ商ニ悪カルヲ選シメ／＼」。

ここからはまず、遊女屋の遊女たちは路上に並び立っていることがうかがえる①。彼女たちは道行く客の袖を引いて勧誘する②。これ

らの情景は、前節でみた絵画史料の情景とよく一致する。そしてそこで交わされる会話の中身は、値段交渉であったらしい(④以降)。その際、客側の判断基準が遊女の容姿や年齢であったことは重要である(③)。この点は【史料2】とも関わるので後述したい。

こうした情景はいつ頃のものであるか。「京の町」あるいは「売物」と呼ばれたこの千秋万歳歌が上演された記録としては、これまで『証如上人日記』天文六年(一五三七)正月七日条、『言継卿記』天正四年(一五七六)正月八日条などが知られていたが、管見の限りでは『経覚私要抄』宝徳二年(一四五〇)七月一六・一八日条に雛子物などの諸芸能と並んで「売物」「色々ノ売物」とあるのが最も早い。浄照坊藏本の書写年代が一五世紀末とされることも考え合わせると、一五世紀半ば頃の情景を描いたものと見るのが妥当であろう。

【史料2】『玉塵抄』卷三八

法花ノ安楽行品ニ街売女色トアリ。街ト云ハ、テラウトヨムゾ。

①傾城ガマイカネシテ、市町ノ戸ノワキ、帳・カケムシロノワキカラ、
半面ダイテホノミセテ、②ヨソヲイラシテ人ヲタラシ、バカサウド
テ、バカス事ヲ街ト云ゾ。眩ハ字カチカヲタカゾ。街ハケワイヲ
シテ吾トミメヨイ者トマンジテホコツテ、人ヲバカイテ、ケワイ
ヲ媒ニシタ事ゾ。③商賈人ハ、ワルイ物ヲ、毛ヲ吹、ホコリヲタ、
キハラウテ、シタテヲヨウシテ、高ウ売トスルゾ。ケイセイセイ
ケワイラスルモ同心ゾ。ソノヤウナワザヲ、タワブレニモ市町ノ
アタリニイテハ、ミルワザラスル者ナリ。

右に挙げた『玉塵抄』は、臨濟僧惟高妙安いこうみょうあんによって永祿六年(一五六三)に成立した抄物である。この史料から、遊女が遊女屋の暖簾から顔を出す行為は、当時よく見られるものであったこと(①)、その目的は顔を

客に見せるためであったこと(②)、などが読み取れる。遊女の化粧が商品価値を高める商人の努力に例えられるほどに(③)、遊女の容姿が評価基準として重視されていたことは、こうしたやり取りの歴史性を考える上で重要だと思ふ。

鎌倉期以前にも、遊女や遊女周辺の人々による客引きが行われていなかったわけではない。淀川で営業する遊女は往来の船に近づいて交渉するが、その際には「輶取、口峻はげしく、挟母きょうぼ、詞狎ことほなれたり」(『和泉往来』⁽¹³⁾四月往状)とあるように従女たちが客との交渉に当たったようであるし、街道筋で営業する傀儡子たちも「傀儡子の群至りて、行き行くを妨ぐ」(『本朝無題詩』⁽¹⁴⁾卷二「傀儡子」、藤原基俊)とあるように、旅人たちの往来を妨げるような営業を行っていた。川や街道を往来する旅人を客とする場合、客引きは有効な手段であったはずである。しかしこうした史料は僅少で地方での事例に偏っており、少なくとも史料の書き手である京都の貴族たちにとっては、遊女を特徴づける場面にはなっていない。この時期の京都の貴族たちにとって、遊女は津泊・街道沿いの本拠地から京都に出かけてくる存在であり、貴族側から招くにせよ、遊女側が勝手に推参するにせよ、移動するのは遊女である。客の移動を前提とした客引きは、地方下向の際に目にする程度であったのだろう。

鎌倉期以前の遊女はむしろ、歌謡の場面によって表現される。このことはおそらく、遊女の評価基準と関わる。以前指摘したように、鎌倉中期以前の遊女は、容色と芸能の両方によって評価された。⁽¹⁵⁾この場合、遊女の評価を定めるためには遊女を座敷に呼んでから和歌を詠ませ、あるいは歌わせてみる必要がある。舟上での交渉などでは遊女が歌ってみせることもあったが、殆どの場合には遊女をあらかじめ招くのであり、優れた遊女と出会うためには、人脈を介して評判のいい遊女を呼ぶことが肝要であった。遊女側から推参する場合にも邸宅内に招き入れて歌わせることが普通であったと思われる。例えば『平家物語』卷一「祇王」で見

参を許された仏御前は、声を聞くために今様を歌うよう求められる。

芸能を視聴した後でなければ遊女の価値が定まらないため、鎌倉期以前の史料では事前に価格交渉をしている例もほとんど見られない。むしろ、その芸の出来によって纏頭(報酬)が増減することが一般的であった。明確に事前交渉をしているのは、『古今著聞集』卷一六―五四九の場合である。遊女の家に宿泊した鑄物師(実は山伏)が夜中に遊女の部屋に行つて性売買を持ちかけ、釜を一つ鑄造するという条件で交渉が成立する。この事例は性売買のみを行っている点に特色があり、鎌倉期以前の遊女史料の中ではやや特異である。芸能の視聴が求められていないからこそ、事前交渉が行われたと考えられる。なお、この事例では交渉を持ちかけるのが客側であり、選択権は遊女にあったという点で、戦国期の史料とは相違している。

一方、鎌倉後期以降に遊女の芸能性が減退し性売買が前面化すると、遊女は地方に本拠地を置いたまま都市の貴族たちのところに出かけていくそれまでのやり方を改め、都市の遊女屋に定着するようになる。貴族や武士の邸宅に招かれる例も引き続き見られるものの、基本的には客の側が遊女屋を訪れて遊ぶことが主流になっていく。こうした状況で不特定多数の客を獲得するためには客引きが有効であったはずであり、都市でも遊女の客引きが目立つようになった結果、史料にそうした姿が残されるようになっていったと考えられる。

またこの段階になると、容姿のみによって遊女を評価することが主流になっていく。容姿のみによる評価は、すぐさまその可否が定まる点に特徴がある。そのことはまた、客が気に入らなければその場で交渉が不成立になることを意味し、客側が遊女を選ぶという意識の強化につながっていく。例えば『七十一番職人歌合』三一「たち君」では、男が「よく見申さん」と松明を掲げて立君(遊女)の顔を覗き込み、立君たちは「けしからずや」「すは御覽ぜよ」と応じている。その容姿に満足

した男は、「清水にていらせ給へ」として交渉成立を宣言するのである【図9】²⁰。こうして遊女たちは、その容姿や年齢と価格とを比較した上で客から選ばれる「商品」としての性格を強めていく。【史料1】が商品の羅列の中に遊女を織り込み、【史料2】が遊女の化粧を商品の比喩で語るのとは、こうした意識のありようを反映している。

これまで見てきたように中世後期遊女屋の遊女たちが店の前に立ち並んで顔を見せ、客との交渉を行うのは、遊女が性売買を基本的な生業とし、都市の遊女屋を主たる営業場所とするようになった鎌倉後期以降の歴史性に立脚した現象であった。そしてまた、都市を行きかう不特定多数の男性をターゲットにしている点で、こうした営業方法は都市的なものであり、都市風俗図に描かれるにふさわしい情景だったと思われる。²¹



図9 『七十一番職人歌合』31番「たち君」
国文学研究資料館所蔵

②遊女と価格交渉

遊女屋入口でのやり取りに関してもう一つ注目しておきたいのは、遊女自身が価格に関する決定権を有している点である。【史料1】の遊女は客との交渉に際し、自らの判断で値を下げていく。中世遊女の特徴は遊女自身が経営権を持っていた点にあったが、一五世紀後半から一六世紀にかけては、遊女屋の経営者が男性に変わり、排他的な遊女集団が崩壊して集団外の女性が遊女になるなど、中世的な遊女のありようが変容し、遊女が被使役者になっていく時期だったと考えられる²²⁾。それにもかかわらず、一六世紀において遊女屋の遊女たちが価格交渉の決定権を持っていることは、どのように考えればよいだろうか。手掛かりになるのは、近世初期の咄本『きのふはけふの物語』の記事である。

【史料3】『きのふはけふの物語』下三七（通番一八〇）

ある出家おもひよらず、けいせい町をとをれば、やがてころもの袖をひかれ、せひにおよばず、①しうげんをつとめて、出さまに、ふせに取たる物を、「これしきなれ共」といへば、②けいせい是を見て、「いや、けふは我等のおやの日にて候ほどに、それまでも御座るまい」とて返しければ、出家聞て、「それはなによりの御心ざし、ありがたう候。さあらばけさをかけていたさうものを」といはれた。

【史料4】『きのふはけふの物語』下五四（通番一九七）

ある出家、けいせい町をとをる。長老の袖にとりつく。「是はなに事ぞ。ぐそうは是五つや六つより仏のたいに身をなして、女人の手から物をもとりかはさぬに、はなし給へ」とあらけなく申されける。けいせい聞て、「御尤にて候。さりながらむりなる事は申まい。先御出家はわか衆をもちい給ふよし、き、をよびて候。我等

もおにやけを御ようにたち申べし」と云。①ばうず聞て、「それはみ、よりに候。さて御ふせはいかほどぞ」ととへば、②「其事にて候。おもてむきはわれくもすきのみちにて候へば、いかやうにも御意次第にて候。からめではむりにたしなみ申ゆへ、ちとかうぢきに御座候」といふ。坊主のいはく、「御らんじ候ごとく、ひんそうと申、老たいといひ、からめでのなん所、ぶあんないにては、中くかない申まじ。たゞ大手にて一やり参らふ」とてやがてものせられた。

【史料3】では、事前交渉ではなく、事後になって支払いについてのやり取りがなされる①。その際、遊女は自分の親の命日であるという個人的な理由で、報酬の受取を断っている②。一方【史料4】では事前に価格交渉がなされており①、遊女は性的サービスの内容によって価格が変わることを告げている。それによれば、臆性交の対価は客の意向次第であるのに対し、肛門性交を行う場合には値段が高くなるという②。両事例間での支払い方法の違いについてはよくわからぬが、少なくとも両者に共通するのは、遊女屋での支払額が定められておらず、客の意向や遊女の裁量に任されているということであろう。『きのふはけふの物語』の成立は寛永年間（一六二四～四四）頃とされる。遊廓が形成されつつあった時期にも一六世紀と同様の事態が続いているとすれば、遊女による価格決定は中世的な遊女の経営権に由来するものと見るよりも、近世的な遊女屋経営のもとでの過渡的な現象と見た方がよいように思われる。すなわち、揚げ代が固定的に設定されるようになるまでは、現場で相対の価格交渉が行われており、個々の遊女に一定の裁量権が認められていたのではないだろうか。咄本がどの程度当時の実態を反映しているのかを含め、一七世紀の遊女屋をめぐるシステムについて近世史からのご教示を乞う。

③入口における交渉の一般性

なお、遊女屋では性売買のみが行われていたわけではなく、個人、あるいは集団の客による酒宴も行われていた。こうした場合の手続きは明らかではないが、次の史料から推測する限りでは、必ずしも遊女屋入口での交渉によるわけではなかったと思われる。

【史料5】『猿源氏草紙』⁽²⁴⁾

①南阿弥はまづ、螢火がもとへ行きければ、亭主出あひて、「何とて此程は、久しく御たづねもなされ候はぬぞや。たゞ今は、いづくへの御通り候や。さだめて御道違ひならん」と、たはぶれつ、はや若き女房、十人ばかりいだし、盃をひかへ、(中略)かのにせ宇都宮、馬よりゆらりと下りて、(中略)馬引き寄せて乗らんとせし處に、②螢火、薄雲、春雨とて、そのほかの遊君十人ばかり立ち出て、「いかにやく、情なくも、まのあたりを通らせ給ふとて、うち過ぎんとし給ふぞや」といひて、袂にすがりつ、座敷へ手をひかれ、心ならぬ風情にて、座敷へ入りにけり。(中略)さてあるじは、蒔絵の盤にこうろぎの盃をすへて、「いかにや宇都宮殿、ひとつきこしめされて、③誰にも御心ざし有方へ、さし給へ」と申ければ、(後略)

右の史料は文明一〇年(一四七八)前後の成立とされるお伽草紙であり、鯛売の猿源氏が遊女螢火への想いを遂げるべく、舅の南阿弥の助力を得て大名宇都宮殿を詐称し、遊女屋に入り込む場面である。下準備に遊女屋を訪れた南阿弥は、既にこの遊女屋と顔なじみであったらしく、すぐに亭主と対面し、複数の遊女が饗応に供されている(①)。一方、初めて遊女屋を訪れた大名宇都宮殿(実は猿源氏)は、多数の遊女たちに囲まれ、手を引かれて座敷に通された(②)。つまり顔なじみの者や、大口の客などに対しては必ずしも入口での個別交渉を行わず、まず座敷

に通して複数の遊女で饗応するという方法が取られたものと思われる。そしてそうした場合には、酒宴の場で複数の遊女の中から「思ひ差し」などの方法で相手を選ぶことになる(③、後述する)。このように、遊女屋で遊ぶ者は必ずしも全員が入口での交渉を行うわけではない。しかしこれらの方法は建物の内部で行われるために、人々の目に触れることは少なかったであろう。

入口でのやり取りの方が街をいく人々の目に留まりやすかったため、絵師が遊女屋を描く場合にも入口での交渉場面が選択されたものと考えられる。世宗二年(一四二〇)、朝鮮の宋希璟によって書かれた『老松堂日本行録』や、成化七年(一四七一)、朝鮮の申叔舟によって書かれた『海東諸国紀』には次のような記述がある。

【史料6】『老松堂日本行録』⁽²⁵⁾「日本奇事」

日本之俗、女倍_レ於男_一。故至_レ於路店_一、遊女迨_レ半。其淫風大行、店女見_レ行路之人_一、則出_レ於路_一而請_レ宿。請而不_レ得、則執_レ衣而入_レ店。受_レ其錢_一、則雖_レ昼從焉。

【史料7】『海東諸国紀』⁽²⁶⁾「日本国紀」国俗

富人取_レ女人之無_レ婦者_一、給_レ衣食_一容_レ飾之_一、号_レ為_レ傾城_一、引_レ過客_一、留_レ宿、饋_レ酒食_一、収_レ直錢_一。

宋希璟は世宗二年、申叔舟は世宗二五年(一四四三)に来日して京を訪れており、右の記述はその時の見聞によるものと推測される。入口でのやり取りは、外国人にとっても目につきやすいものであったのだろう。飾り立てた遊女たちが客を引きとどめる情景は、その視覚性ゆえに、中世後期の遊女屋を特徴づけていたのである。

② 遊女屋の排除をめぐる

(一) 遊女屋と博奕の排除

遊女屋が社会的にどのような場所と考えられてたのかわかる上で興味深いのは、博奕とともに禁止されている事例である。

【史料8】『大乘院御門跡御文庫古文書写』四三号

制札、当門跡御領内鵜郷御再興付掟旨事。(中略)

一、於二彼郷内一、博奕并女屋事一切被二停止一畢。万一令其沙汰者、縦雖レ為二借宿一、於二見隠体一者、隣三間嚴重可レ被レ加二成敗一事。

【史料9】「衆議定書案」(『今堀日吉神社文書』三七二号)

定条々掟之事

一、於二諸堂・宮・庵室一、バクチ諸勝負堅レ禁制也。
一、於二ハクチノ宿并ケイセイノ宿一者、任二先規掟ノ旨一、不レ可レ為二同座一也。

(中略) 右、依二衆儀一、定所如レ件。

永正十七(庚辰)年十二月廿六日

【史料8】は元龜三年(一五七二)に出された奈良の大乘院領鵜郷に關する掟書であり、博奕と女屋(遊女屋)を禁止している。その内容は、場所を借りて行った場合でも、見隠したならば隣三間まで処分するといふ厳しいものである。⁽²⁹⁾【史料9】は近江国今堀郷に關わる掟書と見られる。博奕そのものに加えて、博奕や性売買に場所を提供することも禁じられており、違反者は宮座に加われなくなるとある。「先規掟の旨に任

せて」という表現からは、こうした禁制が永正一七年(一五二〇)以前に遡って存在したことが読み取れる。これらの事例から、一六世紀には都市でも村落でも遊女屋を共同体から排除しようとする動きがあったこと、その排除は博奕と一体となつて行われたらしいことがうかがえよう。遊女と博奕が結び付けられる事例は、実は早くから史料に見える。

【史料10】『建武式目』第二条

一 可レ被レ制二群飲佚遊一事

如二格条一者、嚴制殊重。剩耽二好女之色一、及二博奕之業一。此外又或号二茶寄合一、或称二連歌会一、及二莫太賭一。其費難二勝計一者乎。

建武式目は建武三(一三三六)年十一月七日に出されたもので、右の条文では群飲佚遊が「好女之色」「博奕之業」に繋がることを批判している。「好女之色」は女性一般とすることもできるが、この条文が群飲佚遊に關わることを考えれば、遊女を指している可能性が高い。「其費難勝計」は「好女之色」「博奕之業」にまでかかっているようであり、ここではその蕩尽が問題になっている。

【史料11】『風姿花伝』序

一、好色・博奕・大酒、三重戒。是、古人掟也。

同書は一五世紀初頭の成立。『申楽談義』⁽³²⁾に「好色・博奕・大酒・鶯飼ウコト、コレハ清次ノ定也」とあることから、「古人」は観阿弥を指している。この場合の「好色」は世阿弥の行為について言っているので、単に色事を好むことを指しているとはとるべきか。

【史料12】永享九年(一四三七)四月二八日付「慶定証英西院当番宿直条々

請文」(『東寺百合文書』し函一〇八)

請申条々事

去年鎮守并西院当番之時、宿直依令懈怠、預已下諸職悉被召放、寺家被追放申候了。雖然、蒙御免、所職悉被返下候条、殊畏入存候上者、於自今已後者、西院当番之時、於宿直者、更以不致闕怠。其外就諸篇、專奉公、不存緩怠事。

一、於自今已後者、博奕等事堅可停止仕事。

一、洛中洛外之女屋令徘徊、不致遊戯事。

(中略)

右条々、守請文之旨、敢不違越仕候。若背此旨申候者、日本国中小神祇、殊者当寺大師八幡之御罰勝英之身可罷蒙者也。仍請文之状、如件。

永享九年四月廿八日

証英(花押)

右の史料は北面預慶定法師証英が東寺に提出した請文であるが、この中で職務懈怠をもたらず要因として、博奕や洛中洛外遊女屋への徘徊が挙げられている。

このように一四〜一五世紀の【史料10〜12】で遊女と博奕が問題とされたのは、それが蕩尽や職務懈怠に繋がるからであった。しかしそれは基本的には個人として対処すべき問題である。対して一六世紀の【史料8〜9】では共同体全体の問題として博奕・遊女屋の排除を図ろうとしている。つまり一六世紀頃になると遊女屋と博奕は、個人のみならず共同体に対しても悪影響を及ぼしかねない存在として観念されるようになるのである。では遊女屋が共同体に与える悪影響とはどのようなものだろうか。次節以降では、まず博奕をめぐる中世人の社会観念について述べ、それを踏まえて遊女屋の排除理由を考えてみたい。

(二) 博奕をめぐる社会観念

博奕がなぜ禁止されたのかについては、増川宏一、網野善彦などが論じているので、それらの成果によりつつ述べる⁽³⁴⁾。

博奕の問題点としては、家職を忘れることなども挙げられるが(「今川了俊愚息仲秋制詞条々」)、殆どの場合、盗難や喧嘩と結びつく点が問題視される。

例えば盗難については、鎌倉期の史料で「近年四一半之徒党興盛云々。偏是盗犯之基也」⁽³⁵⁾、「博奕者盗犯之濫觴也」⁽³⁶⁾、「近日於寺辺、博奕興盛之由有⁽³⁷⁾其聞」。此条強竊二盗之源、寺中狼藉之基也」等と記されており、博奕が盗みに繋がると考えられていた。弘長元年(一二六一)二月二〇日付の鎌倉幕府追加法が「一、可⁽³⁸⁾停止博奕事/盜賊・放火之族、多⁽³⁸⁾以出来、因⁽³⁸⁾茲、度々禁制殊以嚴重也」とするのも同様である。また正応三年(一二九〇)年四月には、鷹尾社大宮司紀元員が相論の中で博奕を批判して「博奕者悪党之根本也。博奕令⁽³⁹⁾負之時者、盜⁽³⁹⁾他人所持物、助⁽³⁹⁾衣食二事之条、都鄙一同之例也云々」と述べている。博奕に負けて他人の所持物を盗む例は、「都鄙一同の例」と言われる程によく見られたのである。時代が下って、フランススコ・ザビエルが鹿児島からゴアに送った一五四九年一月五日付の書簡には、「(引用者注、日本人は)賭博は決してしない人びとですが、それは甚だ不名誉なことを考えているからです。賭博をする人びとは他人の物を欲しがり、次には盗人になると考えているからです」という記述がある⁽⁴⁰⁾。こうした観念が、中世を通じて存在したことが知られる。

さらに博奕は喧嘩・刃傷・殺人とも結びつけられる。嘉禄二年(一二二六)の鎌倉幕府追加法には、「近年遊蕩之輩、博戯之処、不⁽⁴¹⁾限度數⁽⁴¹⁾、賭以⁽⁴¹⁾宅財⁽⁴¹⁾、勝負之間、喧嘩殊甚、興宴之思、変及⁽⁴¹⁾鬪殺⁽⁴¹⁾」とあり、博奕がしばしば鬪闘に発展したことを示している。「興宴の思ひ」

が変じて「鬪殺」に及ぶという書きぶりから、博奕は仲間内で行われ、人間関係に大きな影響をもたらすと理解されていたことがうかがえる。『肥後願成寺文書』にも正応六年（一二九三）の文書に「於放湯不調僧者、本日所被禁也。而不拘制、或好博奕、或巧鬪諍、太以無其謂」とあって、寺僧の博奕と鬪諍が問題となっている。

このように博奕は様々な犯罪の温床とみなされていた。悪党取締りのために出された寛元四年（一二四六）の関東御教書では、「近日、国々夜討・強盜蜂起之由、普風聞。是偏所々地頭等籠置悪党并四一半打等、致無沙汰之故歟」とあり、夜討・強盜の増加は悪党・博奕打によるものとみなされている。また弘治二年（一五五六）の「結城氏新法度」第一条でも、「ばくちはやり候へば、喧嘩・盜、結句つまり候へば、はからぬたくみなし候間、第一かなふべからず」とする。博奕はまさに「諸悪之源、起自博奕」とみなされたのである。

博奕や博奕打がどのような犯罪と並べられたかを見ると、中世人が博奕をどのように捉えていたのかがよくわかる。

- ・「強竊・博奕・刃傷・殺害」⁽⁴⁶⁾
- ・「ヌスミ・カウタ〔ウ脱か〕・四一半ウチ」⁽⁴⁷⁾
- ・「強竊二盜・放火・殺害・博奕・夜田劫」⁽⁴⁸⁾
- ・「強盜・竊盜・夜討・放火・殺害・刃傷・殺生・四一半・打擲・蹂躪・切本鳥」⁽⁴⁹⁾
- ・「博奕・盜人并刃傷・殺害人等」⁽⁵⁰⁾

・「悪党・殺害・謀書以上重科之外、竊盜・刃傷・博奕・謀略以下軽罪」⁽⁵¹⁾

強竊二盜、刃傷・打擲に加えて、時に殺害・放火なども結びつけられており、非常に暴力的なイメージを伴っていたことがうかがえる。特に鎌倉後期以降は悪党のイメージと結びついて、博奕は治安を乱す犯罪とする観念が定着し、戦国期まで繋がっていくようである。

また鎌倉後期以降は、博奕の張行や博奕宿に対するまなざしも、より厳しいものになっていく。清水克行は、賭場を開帳する者の罪状を指す「儼房」という言葉の用例が、鎌倉後期になると寺院内から寺院外に拡がりを見せていくことを指摘し、この時期に博奕が民衆社会に拡大すると推測している。また照井貴史は一三世紀に対戦型の双六から多人数参加型の四一半への移行があり、その「寄合」性ゆえに地域的にも身分的にも広く行われるようになったこと、四一半（とそれを引き継ぐチョボ一）ではその「寄合」性ゆえに博奕宿を固定化する必要はなかったものの、一五世紀に流行する丁半は不特定多数の都市民が固定化された博奕宿に集まって行われたため、博奕宿への検断が強化されていくこと、などを明らかにしている。戦国時代の分国法を見ると、博奕宿の提供者が、博奕の参加者や張行人（興行者）と同様に罪科に処されており、「ばくちの宿、行末の名字迄絶やすべく候」（前掲「結城氏新法度」第一条）といった文言が見えるなど、博奕宿に対する厳罰化の傾向がうかがえる。

今問題としている【史料8・9】のように共同体から博奕・博奕宿を追放する動きは、以上のような動向と結びついて生じてくるものと見てよいだろう。とすれば、同様に追放される遊女屋も、やはり治安を乱す要素を有していたのではないかと推測される。次節では、こうした推測のもとで、遊女屋と鬪諍の関わりについて述べたい。

（三）遊女屋と喧嘩・殺人

遊女は複数の男性と関係を持つため、時に男性間の争いを生む。藤原実資が遊女香炉に自分とあの髯（藤原教通）とどちらを愛しているのかと問い詰めたとする『古事談』卷二一四〇の説話のように、鎌倉期以前にも遊女をめぐる争いはあったのだろう。しかし鎌倉後期以降になるとその争いは頻度を増し、鬪諍・殺人を伴う形へと激化する。背景には、この時期以降遊女との関わりが性売買を中心にしたものになっていくと

いう事情があるろう。その早い例は、二条為氏の日記に見える。

【史料13】『為氏卿記』⁽⁵⁶⁾ 文永七年（一二七〇）二月一七日条

十七日、(中略) 少時兵衛督^(藤原為世)歸來。一献。其後武衛方新參藤^(王力)景正、本酔狂間散々。留守東にて^(経景力)季重と傾城故鬪諍、手梓刀を抜突通。重弘走出処、重弘口腋を耳根へ被^レ突、共顛倒。立直以前、友弘切之。又重弘其後切。猶北方へ乍^レ切走廻之間、康有抱^レ之顛倒。死去間取出云々。不可説々々々之次第也。重弘非^二大事手^一之間安穩。

右の事例では、為氏の邸宅内で従者たちが「傾城の故に鬪諍」し、為世方の従者である景正が死亡している。為氏邸に遊女が呼ばれている形跡はなく、遊女のいない場所で、遊女をめぐる争いが起きているものとみなされる。

【史料14】内閣文庫所蔵『春日若宮神主祐松記』^(巻57) 嘉元三年（一三〇五）四月二・三・四日条、五月二七日条

(四月二一日条) 同夜(亥剋敷) 於^二野田之辺(色好春頼女許)一 神人等多酒宴。而為^二北郷神人^一、御存^{(房力)春日祐宜之子也} 祐宜・トチハル祐宜・アユ、祐宜・シウ祐宜・福地ノ小祐宜・在王御房等、已上六人一方、南郷神人、春菊祐宜(延春子息成春)・乙熊(春興、子同子息)・春太郎、已上三人一方、喧嘩出来。仍春菊(当座^二被^レ突死^一)、乙熊ハ負^レ手^テ新薬師住宅へ帰^テ翌日死去了。春太郎ハ手ヲ被^レ突了。珍事。父延春此間京修行、以^二飛脚^一告^レ之了。

(同二三日条) 延春等帰了。悲歎無^レ極云々。件御房彼父春日祐宜末時更罪科了。但被^二解職^一畢。縁舎破却了。自余無^二罪科^一、尤不審候也。

(五月二七日条) 今日北郷神人結春祐宜(景国)・守祐宜(永光)・

御床(房)祐宜(重房)・夜丹(又カ)祐宜、已上四人為^二寺家之御沙汰^一被^レ行^二罪科^一了。去月廿一日南郷神人成春并春興等殺害之与力云々。此内トチ春・守祐宜ハ被^レ解^二神職^一、并住宅破^二却^一了。在王御房ハ父在王許^二寄宿之間、彼在王ハ依^レ為^二武家罪科人^一、縁舎破却無^レ之。夜丹ハ養父神人重綱同屋被^二破却^一了。又同時之会所色好春来女野田住宅、同被^レ破^二却^一了。

右の事例では、春頼(春来)という遊女の住宅で神人たちが酒宴を行い、六対三の喧嘩の結果、南郷神人が二人殺され春頼女の住宅も破却される事態となっている。喧嘩の原因は明らかではない。

【史料15】正中三年（一二三六）二月二日付「僧堯円起請文」⁽⁵⁸⁾

(端裏書)「起請 賢善丹波公被^二殺害^一由事

賢教 正中三二

敬白 天罰起請文事
右、去十三日夜、於^二転害^一、丹波殿被^二殺害^一給候畢。而堯円依^二傾城事^一、構^二宿意^一、奉^二殺害^一歟之由、及^二風聞^一之旨、伝承候。返々驚存候。此事先於^二彼兄部許之傾城^一者、堯円曾無^二一体之儀^一候之上者、無^二宿意^一候。随而此殺害事、自身モ不^レ奉^二殺害^一、□人モ不^レ奉^二殺害^一。凡誰人□殺害候由をも推量^二不^レ及^一。又人之説^レマ不^レ承及^一候。付^二是非^一不^レ存知^一候。且件夜傍輩皆以同宿、不^レ立去^一候之条、御力者・威力^(マツ)・兄部皆以存知候歟。(中略)

正中三年二月廿二日 僧堯円(花押)

右の事例では、詳細不明ながら、堯円が傾城のことにより宿意を構えて丹波公を殺害したのではないかという疑いをかけられている。風聞であるが、当時の人々はそうした事態が起り得ると考えていたことにな

ろう。堯円も、その傾城と関係を持ったことがなく宿意を構えようがないと反論しているから、逆にいえば関係を持っていた場合には人を殺害するほどの宿意を構えても不思議ではなかったのであろう。

【史料16】『師守記』⁽⁵⁹⁾ 康永元年（一三四二）六月七日条裏書

□⁽⁵⁸⁾丑剋、右衛門少尉中原章藤（章方子）・前内蔵助大中〔臣〕盛親兩人、於好色「」殺害、傾城論云々。不□⁽⁵⁸⁾。

右の事例では、中原章藤と大中臣盛親が殺害事件を起こしている。「傾城論」というのはこれまでの事例から見ても、遊女の取り合いであろう。両者の関係は不明だが、深夜に遊女屋にいたことから、知人同士のトラブルと推定される。

【史料17】『嘉元記』⁽⁶⁰⁾ 貞和三年（一三四七）十一月二日条

貞和三年（丁亥）十一月廿一日夜、鴈庄乱入之八木四郎左衛門於天王寺「依」好色女人相論事、傍輩「被」打畢（不思議事也）。

右の事例では、八木四郎左衛門が天王寺で傍輩と遊女をめぐって相論し殺害されている。具体的な状況は不明だが、天王寺には一二〜一三世紀に「歌うたひ」や「あそび」⁽⁶¹⁾がいたとみられるから、天王寺の遊女屋で事件が起こっている可能性が考えられる。

【史料18】『建内記』⁽⁶²⁾ 嘉吉元年（一四四一）四月一六日条行間補書

今夜下女欲「鎖」門之時、男「着」折烏帽子・上下等、不「着」金剛「一人立」門内。相尋之処、近衛万里小路女屋ノ者也。コレ八十徳着シテ尺八腰ニ差タル男入テ候ヲ待候由答レ之。さ様之物是ニナシト下女答レ之。仍帰了云々。若竊盜之類歟。不審々々。後聞、於

女屋「争」傾城「男」兩人於「此」門「問」答。一男去レ北。一男征レ南、而猶帰来伺見云々。比興々々。

右の事例では、遊女屋で遊女を争った男二人が、万里小路時房の門前で問答を繰り返したことになる。北に去った男は、十徳を来て尺八を腰に差していたとされているが、澤田和人によると、十徳を着ると非日常的な姿となり、儀礼的に見えない状態になるから、遊女屋に赴くなど人目をはばかる際に十徳が用いられたという⁽⁶³⁾。また、後藤紀彦は尺八と遊女屋との関係が深いことを指摘する⁽⁶⁴⁾。したがって遊女を争った二人は恐らく遊女屋の客と見てよい。二人が別れた後、そのうちの一人が戻ってきて門内に立っていた理由は不明であるが、男を待っている点からは、あるいはもう一人を害する意図があったのかもしれない。「争傾城」という表現から、本事例もまた鬭諍事件に発展する可能性を有していたとみられる。

【史料19】竹林家所蔵『衆中集会引付』⁽⁶⁵⁾ 天文一九年（一五五〇）閏五月条

今度於「木津子郷女屋」喧嘩在レ之。今市殿若党兩人当座生涯事、彼女当座生涯事、女屋検断也。

本史料は、奈良木辻郷の遊女屋で今市殿の若党同士が引き起こした喧嘩について記している⁽⁶⁶⁾。若党二人に加えて遊女も殺されていること、女屋が検断を受けていることなどから、遊女屋の中で起こった喧嘩とみられる。

以上、一三〜一六世紀の史料から、遊女・遊女屋に関する鬭諍事件を挙げてみた。事例としては七例に留まるが、この時期の遊女史料全体の分量からすればこれは比較的多いものと評価でき、京・摂津・大和にま

たがる所見状況からみても、鬭諍はそれなりに高い頻度で起こっていたと推測される。これだけでも、遊女屋が治安上の理由で共同体から排除されたという推測は成り立ちそうである。

ただここでさらに注目しておきたいのは、遊女をめぐる争う例が目立つという点である。しかも【史料13・17・19】などでは、「傍輩」と見られる人々の間で争いが起きている。このことの意味について、節を改めて論じたい。

(四) 傾城の思ひ差し

前節で挙げた【史料16・17・18】では、遊女屋に複数人の男がいる状況で、遊女をめぐる争いがおこったとされる。【史料14・19】でも、遊女屋には複数の男性客がいた。【史料14】に明らかのように、彼らは恐らく遊女屋で酒宴を行っている。

中世後期の遊女屋での遊び方を詳しく示す史料はあまりないが、お伽草紙や幸若などの文学作品には比較的詳しい描写がある。幸若には過去の物語に取材したのも多いが、風俗的な描写には中世末期のありようがある程度反映されているものと考えられる。

【史料20】幸若「和田酒盛」⁽⁶⁷⁾

相模国の住人和田の義盛は、一門九十三騎を引き具し、山下宿河原長者の宿所に打ち寄り、夜日三日の酒盛は、おもしろうこそ聞こえけれ。長者も兼ねて相構へたる事なれば、「くわうじやう・しゆむによ・せきく・あひと申して」、虎に劣らぬ遊君を十八人選つて、和田殿^(をた)ともてなせど、されども和田の志す虎は、座敷になかりけり。

【史料21】幸若「烏帽子折」⁽⁶⁸⁾

鏡の宿の遊君、雑餉構へ吉次殿をもてなす。さる間、吉次「世に

有り顔なる風情にて」、順の盃下し、逆の盃飛ばせければ、その後は酒盛になる。

右の二事例は、いずれも宿の遊女屋での酒宴場面と設定されているが、【史料5】に挙げた『猿源氏草紙』の事例と共通する部分が多く、都の遊女屋でも同様の酒宴がなされていたと思しい。これによれば、遊女屋での酒宴は途中から「酒盛」になるのが普通であった。永池健二によれば「酒盛」とは、一二世紀末以降に所見し、一三世紀半ば以降に増加する新しい酒の飲み方である。「盃酌」「一献」と区別される「酒盛」は、二次会的な性格をもち、そこでは小歌・平家・乱舞など新興の諸芸能が行われたほか、人の意向を付度したり斟酌したりすることが忌避されたという。【史料21】にも示されるように、酒盛では盃を順に回すことをせず、これと思った相手に盃を渡したりもったりする「思ひ差し」「思ひ取り」、あるいは自分で盃を満たす「自酌自盛」など、多様かつ自由な飲み方が行われた⁽⁶⁹⁾。遊女屋での遊びは基本的にこうした碎けた性格の酒盛であり、参加者の懇親を促す機能を有したため、男性たちが仲間と連れだち複数人で遊女屋に行くことが行われたのだと思われる⁽⁷⁰⁾。

複数人で集まって酒盛を行う場合、相手を決めてそれぞれに遊女との性交渉に移行する必要がある。相手を決める方法として史料にしばしば見えるのは、「思ひ差し」による方法である。【史料5】と一部重複するが、『猿源氏草紙』の例を掲げる。猿源氏が大名宇都宮殿を装って遊女屋の座敷に入り込み、遊女螢火と関係を結ぼうとする場面である。

【史料22】『猿源氏草紙』

さてあるじは、蒔絵の盤にこうろぎの盃をすへて、「いかにや宇都宮殿、ひとつきこしめされて、①誰にも御心ざし有方へ、さし給へ」と申ければ、宇都宮、たぶくと受けて、心に思ふやう、われに

心をつくさせける、螢火とやらんは、いづれならんと見るに、いづれも、螢火に劣らぬ遊君共なれば、(中略)思ひ乱れ、かれこれ見廻しける中に、ゆふくとしたる遊君に、盃をさしければ、螢火にてぞありける。螢火時の興をもよほし、「めづらしの御盃、さふらふや」とて、取り上げて次第にめぐらしければ、②残りの君ども是を見て、あなうらやましの螢火かな、今より後の、捨て盃、さ、れてもせんなしとて、座敷を立ちし遊君も有。居残りて、もてはやすもあり。(中略)宇都宮、「まことのこのほかの大酒にて、たちはを忘れて候。いとま申て人く」とて、宿へこそ帰りけれ。(中略)案の如く、③螢火、たそかれどきに、宇都宮殿の宿とたづねて来りしかば、さまざまに慰めけり。

右の事例では、たまたま相伴している体の南阿弥を除けば、客が宇都宮殿(猿源氏)一人であり、複数の遊女から一人を選ぶ形になっている。その選択に当たって遊女屋の亭主が提案しているのが猿源氏から遊女への「思ひ差し」である(①)。猿源氏は無事に意中の螢火に盃を差すことができたのだが、興味深いのは、螢火が差された時点で他の遊女たちは宇都宮殿と関係を結ぶ可能性がないことを知り、座を立ったとある点である(②)。ここからは、思ひ差しによって、他者の介入を許さないような形で一対一の男女の結びつきが成立することがうかがえる。実際にこの事例では、宇都宮殿が帰宅した後に螢火が宿を尋ねてきており、思ひ差しによって両者は自然に性売買へと移行している(③)。そしてまた、男女の結びつきが成立した時点をもって座を立つ遊女がいたことは、遊女屋での酒盛の最終的な目的、ないし終着点が性売買にあったことを示している。これは一見すると当たり前に思えるかもしれないが、中世前期までの史料に見られる遊女との酒宴では客の中に女房など女性の姿も見られたし、遊女と客が性売買に至らないままで宴席を解散して

いることも多く、ここまで男女の結びつきが強調される例は少ない⁽⁷⁾。客の階層性が影響している可能性はあるものの、背景にはやはり、鎌倉後期以降、遊女との関係が性愛中心に考えられるようになっていくという意識の変化が横たわっていると考ええる。

「思ひ差し」は、名譽の意識ともかかわっていた。次に掲げる事例は、遊女虎が、座の主人格の和田義盛か恋人の十郎祐成のいずれかに盃を差すよう強要されて悩み苦しむ場面である。

【史料23】幸若「和田酒盛」

かくて盃三献通りて後、母の長者(居たる所をづんど立つて、帳台へつと入り)、蒔絵の盤に紅葉の土器を据えて出で、虎御前の御前に置いて、「なう、虎御前。①その盃一つ飲うで、いづかたへも思はうずる方へ差し給へ」。虎此のよしを承り、「あら、むつかしの母の仰せや。和田へならば義盛へ、十郎へならば祐成へ差せとは仰せなくして、いづかたへも思はうずる方へとは。②和田に差すならば十郎の恨み、また十郎に差すならば和田の恨みあるべし」。(中略)夫の十郎祐成に、盃むすと差す。(中略)義盛御覧じ、気色引き変へ、「やあ十郎、只今の盃は飲まじき盃なれども、③まさしく義盛を下げて、取って飲うずるものかな。それ、盃をば飲む法があるぞ。自然若き殿原、河狩、狩倉打ち過ぎ、遊君のもとへ打ち寄って酒を飲むに、酒盛、乱舞になって、④思はしき遊君が一つ酌んで、『此の盃をば、あれにまします客人へ』と差いたるを取って飲うだるこそ、男の時の面目なり。差すは日頃の女、飲むは日頃の男、二人の者が立ち出でて、また座敷に人も無いやうに、盃を差しつかはし飲うずるところ、義盛が存知には抜群に違うて存ずる。(中略)とぞ怒らる、。

虎は母によって思ひ差しを勧められる(①)。この事例では【史料22】とは逆に遊女の側が盃を差しているが、それは客が複数いたためであろう。和田義盛を選ぶことがその場の暗黙の前提となっているが、虎は十郎への思い故に思い悩む。思ひ差しから漏れた方が恨みに思うからである(②)。実際に、選ばれなかった義盛は顔色を変え、祐成によって見下されていると感じている(③)。義盛と祐成の関係は必ずしも対等ではないので単純には言えないものの、思ひ差しが男性の感情を刺激するものであったことがうかがえる。そのことは、義盛の言葉の中に、より明瞭に示されている。義盛は、思ひ差しは真にその場限りでの選択であるべきで、そこに日常的な男女の関係を打ち込むべきではないという趣旨の批判を述べるが、その中で、本来の思ひ差しは「男の時の面目」であるとしている(④)。ここからは、思ひ差しが男性の名誉にかかわる問題であったことがうかがえよう。

「烏帽子折」でも、京藤太(牛若)が笛の演奏によって青墓の長者から受ける思ひ差しは「名聞」であり、羨望の対象とされている。

【史料24】幸若「烏帽子折」

長、此由を聞こし召し、「(中略) あらおもしろの笛や候。①所詮みづから一つ飲うで、只今の笛の殿に思ひざし申さうぞ」。吉次聞いて、「いかに兄弟、内の者も近うまゐりてものを聞け。某が都にて申せし事は是なり。笛は吹かずとも腰にさせ、舞は舞はずとも常に扇を持って申せし事は是なり。そもあの京藤太が笛を吹かずば、上様の御盃などをば、何として給はらうぞ。②それ一つ給はつて、現世の名聞、後生の訴へにせよ。やあら羨しの京藤太や」と、盃を羨みしはことわりとぞ聞えける。牛若殿は三度聞こし召す。御盃をかなたこなたへ廻し、夜もふけければ、浜千鳥の局盃を収めて、みな局々へ帰られける。

右の事例では、長者が自らの意志で京藤太への思ひ差しを行い(①)、同席する吉次はそれを名誉なこととして羨んでいる(②)。ただしこの事例では酒盛が終ると遊女たちはそれぞれの局に帰っていき、長者と京藤太も性交渉に移行することはない。このように、思ひ差しが常に性交関係と結びつくとは限らず、また酒席にいる全ての客の相手を思ひ差しで決めていたとも思えない。しかしそれでも遊女屋での酒宴風景につきもののように思ひ差しの光景が描かれているのは、思ひ差しがそれだけ遊女屋での遊びを象徴する印象的なものであったからに違いない。

さて、翻って遊女屋での喧嘩事例について考えると、「傾城論」「好色女人相論」「争傾城」といった行為が相手の殺害にまで至るのは、意中の遊女と関係を結ぶるか否かが男性の名誉にかかわる問題であったためと推測される。遊女屋では二次会的な雰囲気の中で酒盛が行われるからこそ、傍輩同士で遊女屋に行き親交を深めることがある。そして複数人が集まった酒盛から一対一の性交買に移行する上では、どうしても競合関係が発生しやすく、特定遊女の奪い合いが起こりがちである。その際に生じる感情的な軋轢は、それが仲間内での名誉にかかわるからこそ後々まで尾を引き、遊女屋を離れた場所でも「宿意」という形で闘争・殺人を惹起するのではなからうか。推測を重ねれば、遊女屋が共同体から排除されるのは、単に遊女屋で闘争が発生しやすいためばかりではなく、その闘争が共同体の成員同士の人間関係にまで影響を及ぼしかねないものであったためと考えられる。

博奕も遊女屋での遊興も、男性同士の仲間意識に基づいて行われ、その人間関係におけるトラブルは共同体に大きな影響を与えかねない治安上の脅威であった。この点にこそ、一六世紀に博奕と遊女屋が共同体から排除される理由があると考ええる。

(五) 遊女屋の排除と遊廓の形成

かつて脇田晴子は、室町期遊女の社会的地位をめぐって以下のように述べた。⁽⁷³⁾

一般社会と遊里の身分体系の差異は、時代とともに進展する。江戸期にははっきり隔離されて「辺界の悪所」を形成するにいたる動きは中世社会の中で進行していった。室町期には、町中に散在していた遊女屋は、町共同体―町組の形成とともに、町から追い出されて、周辺部に固まっていく。京都では二条柳町、六条三筋町など、遊所の移動をみてゆくことによって、町の拡張がわかるほどである。江戸幕府によって遊廓―公娼として隔離される前に、町共同体による隔離が先行していた。

かくて女性性は、跡継ぎの子を産み、家政をして家を守る、醇風美俗の権化たるべき妻と、道徳規範に触れるが楽しい遊ぶ性としての遊女という、どちらも自己犠牲的に男性に奉仕するものながら、相反する二つのものへと分解し、相敵視するものへと認識されるようになる。それは一夫多妻の妻たちの嫉妬、一夫一妻多妾の妻妾たちの反目が、社会的に、地域的に隔離され、より公的に形成されるものであった。

脇田説によれば、町共同体が遊女屋を追い出し遊廓が形成されると、女性性が妻と娼婦とに二分化されるようになるという。横田冬彦は、近世の「女大学」的言説に性と生殖を分離する観念、性を専業とする遊女と生殖のための地女の妻という分業の主張を読み取り、そうした観念の歴史的形成過程について脇田説を下敷きにしつつ以下のように述べた。⁽⁷⁴⁾

そうした規範意識は、ある画期をもって突然に成立するものではないが、その直接の契機は、近世初頭の遊廓の成立、すなわち遊女を身分的・空間的に分離し、それを目に見える形で法的に制度化したことにあったと思われる。(中略)しかし近世遊廓の成立を権力的、政策的な創設としてのみみることは正しくないであろう。それ以前から、遊女(屋)は町共同体の掟によって排除されていたと思われるからである。町人の「家」および町共同体の「自治」という町人社会内部の動向が、その基底にあったと考えられる。

脇田説は女性の二分化が起こったのは近世期としながらも、やはり中世における遊女屋の排除と女性の二分化との間に関連を認めている。

本章での検討を踏まえれば、右のような両氏の推測には首肯できる面が少なくない。一六世紀になると共同体全体に悪影響をもたらしかねない問題として遊女屋を排除し始める動きが確認され、そうした動向は当然に遊女屋の空間的分離、すなわち遊廓の形成へと向かうはずだからである。しかしながら、そうした排除が博奕とセットでなされること、また遊女屋・博打を(悪)とみなす一四世紀以来の観念とも密接に関連していたことを踏まえるならば、遊女屋が排除される動向を女性の性の二分化とのみ関連付けて論ずることは一面的に過ぎよう。遊女屋の排除は第一義的には共同体にとっての秩序維持を目的として行われたのであり、治安対策としての側面をまずもって考える必要がある。

もちろん、遊女屋通いや博奕が蕩尽や職務懈怠・家職忘却に繋がるという点で批判されていた事実から、町人の「家」の維持が問題とされた可能性も否定はできない。豊臣秀吉の集娼化も「天下ノ傾城、国家ノ費也」という論理で進められるのである。⁽⁷⁵⁾ただ、中世人に博奕が与えた犯罪的なイメージからすれば、それも単なる家産の浪費といった問題ではなく、盗犯や横領につながるような(悪)への傾斜としてとらえられる

べきであろう。ともあれここでは、従来あまり注目されてこなかった側面として、中世後期には遊女屋を危険な場所とみなす社会観念が存在していたことを指摘しておきたい。

さて、曾根ひろみは、江戸幕府が遊廓を公許したのは買売春に対する何らかの見識に基づくものではなく、むしろ治安的関心に基づく措置であったことを指摘した。曾根によれば近世初期の傾城町・遊女屋は牢人・悪党・欠落人などにとって格好の潜伏場所であるとともに、遊ぶ金欲しさの横領や人かどわかし、喧嘩や刃傷事件などの犯罪・違法行為を醸成する場所であり、同時に女歌舞伎などの女性芸能をめぐる熱狂・喧嘩・争論も警戒の対象であったとい⁽⁷⁶⁾う。また川邊あさひによれば、江戸幕府は浦の治安を維持するために個別藩領においても遊女の規制を行っているが、その際にもやはり遊女と博奕がセットで禁制の対象となっている点注目される⁽⁷⁷⁾。こうした近世史研究の成果を踏まえるならば、中世から近世にかけて、遊女屋を治安上の脅威とみなす社会観念の展開が遊女屋の排除と遊廓への隔離をもたらしたことは間違いなく、今後さらにその過程を跡付けていく必要がある。後考を期したい。

おわりに

本稿の課題は、遊女が性売買を前面化させる鎌倉後期以降、遊女の主たる活動場所になった遊女屋が、社会的にどのような場所と受け止められていたのかを明らかにすることであった。そのために本稿では、絵画史料に見える遊女屋の描かれ方、および禁制に見える博奕との親近性の二点から、中世の人々が遊女屋をどのようなものとらえていたのかについて分析した。

まず絵画史料の分析から、当時の人々は、遊女たちが店の前に立ち並んで顔を見せ、客との交渉を行う場面こそが遊女屋を象徴するものと考え

えていたことを論じた。そうした入口での交渉は、遊女が容姿や年齢によって即座に評価され得る「商品」であることを示しており、遊女が性売買を基本的な生業とし、かつ都市の遊女屋を主たる営業場所とするようになった鎌倉後期以降の歴史性に立脚した現象であった。そしてまた、都市を行きかう不特定多数の男性をターゲットにしている点で、こうした営業方法は都市的なものであり、都市風俗図に描かれるにふさわしい情景だったと思われる。

次に、遊女屋は一六世紀になると共同体から排除されるようになるが、その際に博奕・博奕宿とともに排除されていることから、治安上の懸念が問題であったことを論じた。遊女屋ではしばしば遊女をめぐる闘争が起きており、傍輩間で起こるそうした闘争は、名誉意識と関わるだけに遊女屋を離れた後にも尾を引くことが多く、共同体内部の人間関係に関わる問題であったと考えられる。その背景には、鎌倉後期以降、遊女が芸能の提供者としてよりも性的サービスの提供者として観念されるようになり、遊女との関係も性売買を最終的な目標とするようになっていったという事情が関わっているだろう。

このように、鎌倉後期以降の遊女屋をめぐる社会観念は、遊女の実態、特に生業の変化を踏まえて形成されている。また中世後期の遊女に関する史料は「傾城屋」「女屋」としての所見が目立つようになっていくが、そうした遊女屋が都市的な場所として、あるいは危険な場所として描かれているということは、人々が遊女屋という「場所」に着目し、そうした場所に対して一定の社会観念を持つようになっていたことを示している。このことは、遊女の活動が遊女屋という特定の空間に根差すようになったことを受けて生じる変化であろう。鎌倉期以前には移動する遊女が個人として把握されていたが、遊女屋という空間としての把握が可能になり、また支配的になる事で、後の遊廓につながる空間的排除の前提が準備されていたのではないだろうか。

註

- (1) 拙著『中世の〈遊女〉』（京都大学学術出版会、二〇一七）、および拙稿「遊女の信心」（『アンジャリ』三六、二〇一八）。
- (2) 図版引用は国文学研究資料館所蔵本（請求番号ヨ一―一五六）による。なお、画中詞の引用は岩崎佳枝ほか校注『七十一番職人歌合 新撰狂歌集 古今夷曲集』岩波書店、一九九三、および前田育徳会尊経閣文庫編『前田育徳会尊経閣文庫所蔵 七十一番職人歌合』勉誠出版、二〇一三を参照した。画中詞の解釈については以下の論文を参照した。後藤紀彦「辻君と辻子君」（『文学』五二―三、一九八四）、同「辻子君と千秋万歳の歌」（『月刊百科』二六―一、一九八四）、同「立君・辻子君」（『週刊朝日百科』三 日本歴史 中世I―③ 遊女・傀儡・白拍子）朝日新聞社、一九八六）、岩崎佳枝『職人歌合』（一九三―一九七頁、平凡社、一九八七）、村岡幹生「中世遊女との対話の一齣」（『年報中世史研究』二一、一九九六）、大山喬平「非人・遊女そして京女」（『歴史の広場』一四、二〇一一）。
- (3) 国立歴史民俗博物館webギャラリーによる。
- (4) 京都文化博物館特別展図録『京を描く』二二頁、二〇一五による。
- (5) 国立歴史民俗博物館webギャラリーによる。景観年代については上野友愛「東山名所図屏風」について（『国華』一一二―一、二〇〇六）。
- (6) 大高康正「多賀社参詣曼荼羅考」（『参詣曼荼羅の研究』岩田書院、二〇一二（初出二〇〇七））所掲の図版を参照。
- (7) 国立歴史民俗博物館webギャラリーによる。
- (8) 延宝五年（一六七七）の付合集『俳諧類船集』巻四「暖簾」は、付合語として「傾城」を挙げ、「門口にかた兒のほのしらく見ゆるはゆかし」と注する。暖簾から顔の半面を出して見せる遊女のイメージは一七世紀頃まで継続していたようである。早稲田大学図書館本による。
- (9) 一休宗純はこうした姿を奪衣婆にたとえている。芳澤元「一休宗純と三途河御阿姑」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二八、二〇一八）。
- (10) 高橋喜一・源義春「蓮如上人子守歌について」（『芸能史研究』五九、一九七七）、後藤紀彦「蓮如上人子守歌」の世界（註(2)前掲『遊女・傀儡・白拍子』）、註(2)前掲後藤論文「辻子君と千秋万歳の歌」、註(2)前掲大山論文、服藤早苗「古代・中世の芸能と買売春」明石書店、二〇一一）。
- (11) 原文は多くが片仮名で書かれているが、ここでは読解の便宜上、註(10)前掲後藤論文「蓮如上人子守歌」の世界」を参考に適宜漢字をあてた上で引用する。振り仮名は原本の仮名を示し、丸括弧は意味注を示す。なお、史料引用に際して
- (12) は一部私意により改めた部分がある。以下同様。
- (12) 中田祝夫編『抄物体系別巻 玉塵抄』八、一六四―一六五頁、勉誠社、一九七二。
- (13) 国立国会図書館所蔵慶長二年写本も参照。
- (13) 佐竹昭広編『和泉往來 高野山西南院蔵』臨川書店、一九八一をもとに私に読み下した。
- (14) 本間洋一注釈『本朝無題詩全注釈』一、新興社、一九九二による。
- (15) 註(1)前掲拙著、三二五―三二六頁。
- (16) 『更級日記』、『散木奇歌集』八二―一など。
- (17) 『天和物語』一四五―浜千鳥・一四六―鳥飼院、『類聚歌合巻』長元八年五月二四日条、『殿暦』永久三年九月九日条、『吾妻鏡』貞応二年五月五日条など。
- (18) 註(1)前掲拙著、三一四―三一六頁。
- (19) 註(1)前掲拙著、三二六―三二七頁。
- (20) 註(2)参照。
- (21) 仁木宏が遊女を都市の記号とするのはその意味で正しい。ただし、その表現自体に歴史性があることには留意が必要である。仁木宏「図像（イメージ）の中世都市」（同編『日本古代・中世都市論』二七七頁、吉川弘文館、二〇一六）。
- (22) 註(1)前掲拙著、三四六―三五〇頁。
- (23) 宮尾與男全訳注『きのふはけふの物語』講談社学術文庫、二〇一六。
- (24) 市古貞次校注『御伽草子』岩波書店、一九五八。
- (25) 村井章介校注『老松堂日本行録』岩波文庫、一九八七。
- (26) 田中健夫訳注『海東諸国紀』朝鮮人の見た中世の日本と琉球』岩波文庫、一九九一。
- (27) 科研費報告書『興福寺旧蔵文書による古文書と古記録との関連についての史料的研究』（研究代表者：安田次郎、二〇〇八）所収。年次比定は永島福太郎『中世畿内における都市の発達』二二二頁、思文閣出版、二〇〇四による。
- (28) 中村研編『今堀日吉神社文書集成』三七二、雄山閣出版、一九八一。および笠松宏至ほか校注『中世政治社会思想』下、「掟書」四一、岩波書店、一九八一。
- (29) 博奕に関しては、隣家にまで罪を及ぼすとした弘長三年八月―三日宣旨（公家新制）や「結城氏新法度」第一条などが類例として挙げられる。
- (30) 石井進ほか校注『中世政治社会思想』上、岩波書店、一九七二。
- (31) 表章ほか校注『世阿弥・禪竹』岩波書店、一九七四。
- (32) 註(31)前掲書。
- (33) 東寺百合文書WEBによる。なお、本文書は『廿一口方評定引付』永享九年四月二一日条（『東寺百合文書』ち函一一）にも案文として載せられているが、字句に省略や異同があるため、本文では正文を掲示した。
- (34) 増川宏二『賭博Ⅲ』（法政大学出版局、一九八三）、同『日本遊戯思想史』（平凡社、

後、それぞれに遊女がついて同衾している。

- (72) 高木註(70)前掲論文では、一七〜一八世紀前半の吉原においては、客同士で目当ての遊女を決めておくべきとする心得や、遊女の馴染み客と親しい客にその遊女を売らないようにする「さし合」という決まりがあったことを紹介している。これと比較すれば、客同士の間関係を悪化させないようにする仕組みが、中期には未熟であると評価されよう。

- (73) 脇田晴子「町における『女の一生』」(『日本中世女性史の研究』二二八頁、東京大学出版会、一九九二(初出一九九〇))。

- (74) 横田冬彦「女大学」再考(脇田晴子・S・B・ハンレー編『ジェンダーの本史』下、三三三頁、東京大学出版会、一九九五)。

- (75) 『多聞院日記』天正一六年二月一五日条。

- (76) 曾根ひろみ「娼婦と近世社会」一八六〜一九一頁、吉川弘文館、二〇〇三。近世遊廓における客の取り締まりに関しては高木まどか「吉原遊廓における客の取締り」(高木註(70)前掲書、初出二〇一八)も参照。

- (77) 川邊あさひ「長府藩の遊女町とその周辺」(『ジェンダー研究に取り組む学生への研究助成プログラム平成二九年度研究成果報告書』九州大学男女共同参画推進室、二〇一八年)。

※本研究はJSPS科研費JP21K00839の助成を受けたものです。

(川村学園女子大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇二一年三月一六日受付、二〇二二年一月二六日審査終了)

Social Conceptions about Brothels in the Late Middle Ages

TSUJI Hirokazu

The task of this paper is to clarify what kind of place the prostitutes' halls, which became their main place of activity after the late Kamakura period when prostitution came to the fore, were perceived to be by society. For this purpose, this paper analyzes the image of brothels from two points of view: the way they are depicted in historical paintings, and their closeness to gambling.

First of all, from the analysis of historical paintings, it seems that people at that time had an image of a brothel based on the scenes of prostitutes standing at the entrance and negotiating with customers. Such negotiations at the entrance indicate that prostitutes are “commodities” that can be immediately evaluated based on their appearance and age. This was a phenomenon based on the historical nature of prostitution since the late Kamakura period, when prostitutes began to make it their basic occupation.

Secondly, the brothel became excluded from the community in the 16th century. At that time, it was eliminated along with gambling and gambling lodges, which raised the issue of public safety concerns. In the brothel, there were often fights over prostitutes. Such quarrels among parishioners often lingered even after they left the brothel because they were related to a sense of honor, and were a problem for human relations within the community. This is probably due to the fact that since the late Kamakura period, the relationship with prostitutes has changed to one of sex trade.

Thus, the image of the brothel in the late Kamakura period onward has been formed based on the transformation of the prostitute. In addition, the brothel has come to be imagined with spatial substance, as an urban place or a dangerous place. This is probably a change resulting from the fact that the activities of prostitutes now take place in a specific space, the brothel. The image of the brothel as a space led to its exclusion from the urban space and the formation of yukaku (red light district).

Key words : Brothels, pictorial material, gambling, quarrel, yukaku (a red-light district)



图1 「七十一番職人歌合」31番「つし君」，国文学研究資料館所蔵



图3 歴博甲本『洛中洛外図屏風』左隻第3扇，
国立歴史民俗博物館所蔵



图2 歴博甲本『洛中洛外図屏風』右隻第1扇，
国立歴史民俗博物館所蔵



图8 歷博乙本『洛中洛外図屏風』右隻第3扇，国立歴史民俗博物館所蔵



图9 『七十一番職人歌合』31番「たち君」，国文学研究資料館所蔵